

## 令和6年度学習指導員勤務条件等に関する要領【伊賀市教育委員会】

### 1 趣旨

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程に定めるもののほか、会計年度任用職員である学習指導員の勤務条件等に関して必要な事項を定める。

### 2 任期

当該年度の4月1日（年度途中の採用にあつては採用日）から当該年度の3月31日まで  
※ただし、採用の日から起算して、1月間（実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付採用期間の終了前に、教育委員会が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において会計年度任用職員の任用は正式のものとなる。

※なお、地方公務員法に定める「欠格条項」に該当する者は、会計年度任用職員になることはできません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 三重県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 再度の任用の有無

有（条件有）

※面接及び学習指導員としての従前の勤務実績に基づき、能力の実証を経て、公募によらない再度の任用は連続2回を限度として行う場合がある。ただし、複数年の勤務により業務に精通しており、かつ当該業務にかかる専門能力が十分であると判断した場合も、公募によらない再度の任用が可能である。

なお、その後も勤務を希望する場合には、応募することは可能である。

### 4 再度の任用の判断基準（3において再度の任用が有の場合）

勤務実績、勤務態度、能力及び従事する事業の予算の状況等により判断する。

### 5 業務の内容

校長の指導及び監督のもと、放課後等を活用した学習指導の充実のため、次のような業務に従事して教員を支援する。

①使用する教材等の準備

②授業中における教員の補助としての児童生徒への学習支援

③補習等の取組の際の教員の学習指導補助及び児童生徒への学習指導

④その他学習指導員の業務として校長が認めるもの

### 6 業務に必要な免許、資格又は学歴

資格の有無は問わない。

### 7 業務に必要な経験・能力

経験は不問。ただし、児童生徒の学習指導に必要な知識を有する方が望ましい。

### 8 勤務場所

伊賀市内の公立小学校、中学校

## 9 勤務時間・日数、休憩時間

週 18 時間以内かつ日 6 時間以内とし、勤務時間の割振りについては所属長が定めるものとする。(必ず、任用期間の平均勤務時間が週あたり 15.5 時間未満となるように割り振ってください。)

### (1) 勤務時間及び休憩時間

●時●分から●時●分まで

(休憩時間は●時●分から●時●分までの●時間)

実勤務時間 1 日●時間

### (2) 勤務日数

月●日を基本とする。

※毎月の勤務日数は、業務及び祝日・年末年始の休日等の状況により 2 日以内の範囲で変動する場合がある。

### (3) 所定勤務時間を超える勤務の有無

原則なし

## 10 休日

勤務日以外の日

(原則、土日、祝日及び年末年始は休日とする。ただし勤務の割振りがあった場合を除く)

## 11 休暇制度

詳細は「三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程」による。

なお、再度採用された場合は、年次有給休暇を繰り越すことができる。

## 12 報酬

報酬等(※)	時間額 1,640 円
期末手当	無
その他手当に相当する報酬	通勤手当に相当する報酬を規定に基づき支給。
退職手当	無
報酬締切日	毎月末
報酬支払日	翌月 21 日 (ただし、この日が休日に当たる場合はその前日。)
支払方法	口座振込 (法令の規定に従い、源泉徴収がなされます。)
昇給	無

※ 「報酬等」は、地域手当相当の報酬を含んだ額。

※ 複数の職に任用され、同じ勤務学校に通勤する場合の通勤手当に相当する報酬については、当該複数の職で調整する場合がある。

## 13 社会保険等

- ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険の対象外 (加入要件を満たさない)。
- ・労働者災害補償保険法の適用となる。

## 14 退職

- ・任用期間が満了又は死亡の際は、別に発令することなく退職となる。
- ・辞職の申出は、所定の様式により、辞職日の原則 30 日前に書面により行うものとする。

## 15 服務

- ・ 地方公務員法の服務に関する規定が適用される（営利企業への従事等の制限を除く。）
- ・ なお、営利企業等へ従事する場合は、事前に届出書を提出するものとする。
- ・ 法令に基づき失職、懲戒処分、分限処分等となる場合がある。